

別表十六(二)

「36」欄又は「37」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
	・	・		

別表十六(二) 平二十六・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

御注意

1 この表には、減価償却資産の耐用年数、種類等及び償却方法の異なるごとにまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、(1)平成19年4月1日以後に取得をされた資産で定率法の適用を受けるもの、(2)当期の途中で事業の用に供した資産又は資本的支出、(3)租税特別措置法又は震災特別法による特別償却の規定の適用を受ける資産については、他の資産と區別して別行にして、記載してください。なお、(1)及び(2)の資産(3)の資産に該当するものを除きます。)の「38」欄の金額については、耐用年数、種類等及び償却方法を同じくする他の資産の金額と通算して「40」欄及び「41」欄の金額を記載できます。

2 租税特別措置法又は震災特別法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

資産	種類	1							
構造	2								
細目	3								
区分	取得年月日	4	・	・	・	・	・	・	・
	事業の用に供した年月	5							
	耐用年数	6	年	年	年	年	年	年	年
取得価額	取得価額又は製作価額	7	外	円	外	円	外	円	外
償却額	圧縮記帳による額	8							
	積立金計上額	9							
	差引取得価額(7)-(8)	10							
償却額計算の基礎となる額	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	11							
	期末現在の積立金の額	12							
	積立金の期中取崩額	13	外△		外△		外△		外△
	差引帳簿記載金額(10)-(11)-(12)	14							
	損金に計上した当期償却額	15	外		外		外		外
	前期から繰り越した償却超過額	16							
	合計(13)+(14)+(15)	17							
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	18							
	償却額計算の基礎となる金額(16)-(17)	19							
当期分の普通償却額等	平成19年3月31日以前取得分	20							
	算出償却額(18)×(20)	21		円		円		円	
	増加償却額(21)×割増率	22	()	()	()	()	()	()	()
	計(21)+(22)又は(18)-(19)	23							
	算出償却額(19-1円)× $\frac{5}{60}$	24							
	定率法の償却率	25							
	調整前償却額(18)×(25)	26							
	保証率	27							
	償却保証額(9)×(27)	28							
	改定取得価額(26)×(28)	29							
	改定償却率(29)×(30)	30							
	改定償却額(29)×(30)	31							
	増加償却額(26又は31)×割増率	32	()	()	()	()	()	()	()
	計(26又は31)+(32)	33							
	当期分の普通償却限度額等(23)、(24)又は(33)	34							
	特別償却限度額	35	()	条	()	条	()	条	()
	特別償却限度額	36	外	円	外	円	外	円	外
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	37							
	計(34)+(36)+(37)	38							
	当期償却額	39							
差引	償却不足額(38)-(39)	40							
	償却超過額(39)-(38)	41							
償却超過額	前期からの繰越額	42	外				外		外
	当期償却不足によるもの	43							
	積立金取崩しによるもの	44							
	差引合計翌期への繰越額(41)+(42)-(43)-(44)	45							
	翌期に繰り越すべき特別償却不足額((40)-(43)と(36)+(37)のうち少ない金額)	46							
	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	47							
	差引翌期への繰越額(46)-(47)	48							
	翌期額への繰越額	49	平	・	平	・	平	・	平
	当期分不足額	50							
	適格繰越再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額((40)-(43)と(36)のうち少ない金額)	51							
	備考								

P67~70参照
 (注) 当該別表十六(二)「36」欄の外書きがある場合には、別表十六(九)「8」欄と重複しますので、外書きの金額は記載せず、別表十六(九)の記載方法に従って記載してください。

P70参照

○ 別表十六(二)「36」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	第68条の10第1項第1号イ	10383	「36」の欄の金額
	「第68条の10第6項」又は「平成25年旧措置法第68条の10第1項第1号イ」	10414	
	平成24年旧措置法第68条の10第1項第1号イ	10277	
	第68条の10第1項第1号ロ	10386	
	平成26年旧措置法第68条の10第1項第1号ハ	10417	
	平成26年旧措置法第68条の10第6項 (平成26年旧措置法第1項第1号ハ)	10420	
	「第68条の10第1項第1号ハ」、「平成26年旧措置法第68条の10第1項第1号ニ」、「平成25年旧措置法第68条の10第1項第1号ハ」又は「平成24年旧措置法第68条の10第1項第1号ロ」	10280	
	平成25年旧措置法第68条の10第1項第2号イ	10283	
	「第68条の10第1項第2号」又は「平成25年旧措置法第68条の10第1項第2号ロ」	10286	
	中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却	第68条の11第1項 (第42条の6第1項第1号)	
第68条の11第1項 (第42条の6第1項第2号)		10033	
第68条の11第1項 (第42条の6第1項第3号)		10036	
第68条の11第1項 (第42条の6第1項第4号)		10039	
第68条の11第2項		10470	
「第68条の11第3項」又は「第68条の11第4項」		10473	

○ 別表十六(二)「36」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
国家戦略特別区域において機械等 を取得した場合の特別償却	第68条の14第1項 (第42条の10第1項第1号イ)	10481	「36」の欄の金額
	第68条の14第1項 (第42条の10第1項第1号ロ)	10484	
	第68条の14第1項 (第42条の10第1項第2号)	10487	
国際戦略総合特別区域において 機械等を取得した場合の特別償却	第68条の15第1項	10291	
国内の設備投資額が増加した場 合の機械等の特別償却	第68条の15の3第1項	10424	
特定中小連結法人が経営改善設 備を取得した場合の特別償却	第68条の15の4第1項	10428	
生産性向上設備等を取得した場 合の特別償却	第68条の15の6第1項	10492	
	第68条の15の6第2項	10495	
	「第68条の15の6第3項」又 は「第68条の15の6第4項」	10498	
公害防止用設備の特別償却	第68条の16第1項第1号	10395	
船舶の特別償却	第68条の16第1項第2号	10300	
耐震基準適合建物等の特別償却	第68条の17第1項	10501	
	第68条の17第2項	10504	
関西文化学術研究都市の文化学 術研究地区における文化学術研 究施設の特別償却	第68条の19第1項	10303	
集積区域における集積産業用資 産の特別償却	平成26年旧措置法第68条の 20第1項	10373	
共同利用施設の特別償却	第68条の24第1項	10306	
特定農産加工品生産設備等の特 別償却	第68条の25第1項	10376	
	第68条の25第2項	10309	
特定信頼性向上設備等の特別償 却	第68条の26第1項	10434	
	第68条の26第2項	10507	

○ 別表十六(二)「36」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特定地域における工業用機械等の特別償却	第68条の27第1項 (第45条第1項第1号イ)	10119	「36」の欄の金額
	第68条の27第1項 (第45条第1項第1号ロ)	10321	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	平成26年旧措置法第68条の27第1項 (平成26年旧措置法第45条第1項第2号)	10398	
	第68条の27第1項 (第45条第1項第2号)	10510	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	平成26年旧措置法第68条の27第1項 (平成26年旧措置法第45条第1項第3号)	10401	
	第68条の27第1項 (第45条第1項第3号)	10513	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第68条の27第1項 (第45条第1項第4号)	10516	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	「第68条の27第1項」又は「平成26年旧措置法第68条の27第1項」 (第45条第1項第5号又は平成26年旧措置法第45条第1項第4号)	10134	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	第68条の27第2項第1号	10437	
	平成26年旧措置法第68条の27第2項第2号	10440	
	第68条の27第2項第2号	10543	
	第68条の27第2項第3号	10519	
医療用機器等の特別償却	第68条の29第1項第1号	10324	
	第68条の29第1項第2号	10327	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	「第68条の31第1項」又は「平成26年旧措置法第68条の31第1項」	10330	
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	第68条の32第1項	10170	

○ 別表十六(二)「36」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	第68条の33第1項	10333	「36」の欄の金額
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	第68条の34第1項	10336	
特定再開発建築物等の割増償却	「第68条の35第1項」、「平成25年旧措置法第68条の35第1項」又は「平成23年旧措置法第68条の35第1項」 (68条の35第3項第1号、平成25年旧措置法第68条の35第3項第1号又は平成23年旧措置法第68条の35第3項第1号)	10443	
	第68条の35第1項 (第68条の35第3項第2号イ)	10449	
	第68条の35第1項 (第68条の35第3項第2号ロ)	10452	
	第68条の35第1項 (第68条の35第3項第3号)	10522	
	「第68条の35第1項」、「平成26年旧措置法第68条の35第1項」、「平成25年旧措置法第68条の35第1項」又は「平成23年旧措置法第68条の35第1項」 (第47条の2第3項第4号、平成26年旧措置法第47条の2第3項第3号、平成25年旧措置法第47条の2第3項第4号又は平成23年旧措置法第47条の2第3項第5号)	10461	
倉庫用建物等の割増償却	「第68条の36第1項」、「平成25年旧措置法第68条の36第1項」又は「平成23年旧措置法第68条の36第1項」	10342	

※区分番号「10440」は、平成26年旧措置法第68条の27第2項第2号のうち、奄美群島に係る措置の適用を受ける場合が該当します。離島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「10543」が該当します。

○ 別表十六(二)「37」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第68条の40第1項」(特別償却不足額)又は「第68条の40第4項」(合併等特別償却不足額)	10186	「37」の欄の金額